



山形県公報

平成26年11月18日（火）
第2598号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 漁業共済の契約締結の申込みについての同意成立の届出……………（水産振興課）…1239
- 県営土地改良事業計画の決定……………（置賜総合支庁農村計画課）…1240
- 公共測量の実施の通知……………（県土利用政策課）… 同
- 公共測量の終了の通知……………（ 同 ）… 同
- 開発行為に関する工事の完了……………（村山総合支庁建築課）… 同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 政治団体の設立……………1241
- 政治団体の届出事項の異動…………… 同
- 政治団体の解散……………1242
- 資金管理団体の指定…………… 同

### 公 告

- 平成26年度山形県の特定役務（建設工事）の調達契約に係る競争入札の参加者の資格等に  
関する公告……………（建設企画課）…1243
- 一般競争入札の公告……………（河川課）…1244
- 県営住宅入居者の一般公募……………（置賜総合支庁建築課）…1248

## 告 示

### 山形県告示第968号

次の加入区に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをすることについての同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成26年11月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- (1) 加入区の名称  
鶴岡市豊浦加入区
  - (2) 加入区の区域及び漁業の区分
    - イ 加入区の区域 鶴岡市三瀬、小波渡及び堅苔沢の区域
    - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市三瀬及び小波渡の区域の者が営むもの
- (1) 加入区の名称  
鶴岡市豊浦加入区
  - (2) 加入区の区域及び漁業の区分
    - イ 加入区の区域 鶴岡市三瀬、小波渡及び堅苔沢の区域
    - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市堅苔沢の区域の者が営むもの

**山形県告示第969号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営蛭沢地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年11月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営蛭沢地区土地改良事業計画書（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））の写し
- 縦覧に供する場所  
南陽市役所及び高島町役場
- 縦覧に供する期間  
平成26年11月19日から同年12月18日まで
- その他  
この告示に係る決定については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。  
また、この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第970号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年11月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 公共測量を実施する地域  
鶴岡市、酒田市、東田川郡三川町及び東田川郡庄内町並びに飽海郡遊佐町地内
- 公共測量を実施する期間  
平成26年5月30日から同年11月28日まで
- 作業の種類  
公共測量（道路基準点測量）

**山形県告示第971号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、港湾管理者山形県知事吉村美栄子から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成26年11月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 公共測量を実施した地域  
酒田市宮海地内
- 公共測量を実施した期間  
平成26年9月12日から同年10月31日まで
- 作業の種類  
公共測量（基準点測量、水準点測量）

**山形県告示第972号**

次の開発行為は、完了した。

平成26年11月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 許可番号  
平成26年9月30日 指令村総建第207号
- 開発区域に含まれる地域の名称  
上山市仙石字石橋859番、859番2

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 上山市仙石859番地  
 大澤 英俊  
 大澤 慶子

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成26年11月18日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷 誠

- 1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称        | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地    | 届出年月日           |
|----------------|--------|----------|---------------|-----------------|
| 柴田正人後援会        | 柴田正人   | 柴田誠      | 南陽市宮内4650番地の5 | 平成<br>26. 6. 25 |
| 地方創生を進める南陽市民の会 | 竹田勝四郎  | 柴田誠      | 南陽市宮内4650番地の5 | 同<br>10. 24     |

- 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

| 政治団体の名称       | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地      | 公職の候補者の氏名 | 公職の種類 | 届出年月日            |
|---------------|--------|----------|-----------------|-----------|-------|------------------|
| 税理士による遠藤利明後援会 | 川合賢助   | 小座間伸一    | 山形市あこや町1丁目15番5号 | 遠藤利明      | 衆議院議員 | 平成<br>26. 10. 10 |

#### 山形県選挙管理委員会告示第43号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成26年11月18日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷 誠

- 1 政党の支部

| 政治団体の名称    | 異動事項       | 内 容       |                  | 届出年月日           |
|------------|------------|-----------|------------------|-----------------|
|            |            | 新         | 旧                |                 |
| 自由民主党村山市支部 | 会計責任者の氏名   | 柴田好美      | 鈴木健治             | 平成<br>26. 8. 21 |
| 自由民主党村山市支部 | 主たる事務所の所在地 | 村山市土生田360 | 村山市楯岡鶴ヶ町2丁目7番32号 | 同<br>8. 26      |
|            | 代表者の氏名     | 能登淳一      | 佐藤勝雄             |                 |

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称    | 異動事項       | 内 容           |                | 届出年月日      |
|------------|------------|---------------|----------------|------------|
|            |            | 新             | 旧              |            |
| 山形県商工政治連盟  | 主たる事務所の所在地 | 山形市あさひ町13番26号 | 山形市東山形二丁目15番6号 | 平成26. 9. 9 |
| 我妻のぼる後援会   | 代表者の氏名     | 手塚直樹          | 佐藤章            | 同<br>10.22 |
| こくぼ広信を育てる会 | 代表者の氏名     | 今井正良          | 遠藤源一           | 同<br>10.28 |
| 渋谷耕一後援会    | 会計責任者の氏名   | 佐藤貢司          | 鈴木久一           | 同<br>11. 4 |

## 山形県選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成26年11月18日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称    | 代表者の氏名 | 解散年月日        |
|------------|--------|--------------|
| 安部喜一後援会    | 安部龍一   | 平成25. 12. 31 |
| 酒田近岡理一郎後援会 | 亀谷尚憲   | 平成26. 9. 30  |

## 山形県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成26年11月18日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

| 届出者の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地    | 代表者の氏名 | 届出年月日       |
|--------|---------|-----------|---------------|--------|-------------|
| 柴田正人   | 山形県議会議員 | 柴田正人後援会   | 南陽市宮内4650番地の5 | 柴田正人   | 平成26. 6. 25 |

## 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される平成26年度における山形県の特定役務（建設工事に限る。）の調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る競争入札の参加者の資格等は、次のとおりである。

なお、既に山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項に規定する競争入札参加資格者名簿（有効期間が平成27年3月31日までのものに限る。以下「資格者名簿」という。）に土木一式工事の資格を有する者として登載されている者は、この公告による申請は要しないものとする。

平成26年11月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 調達する特定役務の種類

土木一式工事

### 2 競争入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納している者でないこと。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (4) 法第27条の29第1項に規定する総合評定値（当該総合評定値の算出に係る審査基準日が、規則第125条第2項に規定する競争入札参加資格審査申請書（建設工事）（以下「申請書」という。）の提出日前1年7月以内のものであり、かつ、直近のものに限る。以下「総合評定値」という。）が、土木一式工事について、920点以上であること。

### 3 申請書の提出の時期

申請書は、特定調達契約の締結が見込まれる場合において、随時に提出することができる。

### 4 申請の方法

#### (1) 申請書の用紙等の入手方法

申請書の用紙等は、県土整備部建設企画課において競争入札の参加資格を得ようとする者に交付する。  
また、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

#### (2) 申請書の提出方法

競争入札の参加資格を得ようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付して、契約担当者に提出すること。

イ 暴力団排除に関する誓約書

ロ 総合評定値を記載した書面（以下「総合評定値通知書」という。）の写し

ハ 印鑑証明書

ニ 納税証明書（県内に事業所を有する法人又は個人にあっては山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税の滞納がないことを証明するもの、県内に事業所を有しない法人又は個人にあっては消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明するもの）

ホ 使用印鑑届（法務局に印鑑登録をしていない印を契約等に使用する場合に添付すること。）

ヘ 競争入札参加資格変更届（総合評定値通知書の内容と現況が異なる場合に添付すること。）

ト 委任状（競争入札の参加及び契約等の権限が委任されている場合に添付すること。）

#### (3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書は、日本語で作成すること。

なお、(2)のイからトまでに掲げる書類で外国語で記載されたものについては、日本語の訳文を付し、又は添付すること。

### 5 資格審査及び結果の通知

(1) 競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）は、4により提出された書類により行い、当該書類を提出した者について資格を有すると認めたときは、資格者名簿に登載する。

(2) 資格審査の結果については、申請書を提出した者に通知する。

### 6 資格の有効期間及び更新手続

## (1) 競争入札参加資格の有効期間

資格者名簿に登載された日から平成27年3月31日までとする。

## (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新については、規則第125条第2項及び第4項の規定により必要に応じて申請書を提出すること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、平成26年度債務負担行為工事ダム整備事業最上小国川流水型ダム堤体工事の調達について、一般競争入札（標準型総合評価落札方式）を次のとおり行う。この入札は、山形県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により執行する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成26年11月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 入札書の受付期間、開札の日時及び開札の場所等

(1) 入札書の受付期間 平成27年1月29日（木）から同年2月2日（月）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

(2) 入札書の受付時間 午前8時30分から午後8時（入札書の受付期間の最終日にあつては、午後4時）まで

## (3) 書面による入札

イ 入札に参加を希望する者で電子入札システムによる入札によりがたいものは、持参又は郵送により、書面による入札を行うことができる。この場合の入札手続は入札説明書による。

ロ 書面による入札を行う者は、入札書を平成27年2月2日（月）午後4時まで（郵送の場合はこの時間まで必着すること。）に山形市松波二丁目8番1号 山形県県土整備部河川課ダム整備管理担当に提出すること。

(4) 開札の場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁 1602会議室（16階）

(5) 開札の日時 平成27年2月3日（火）午前10時

## 2 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称 平成26年度債務負担行為工事ダム整備事業最上小国川流水型ダム堤体工事（以下「対象工事」という。）

(2) 工事の場所 最上郡最上町大字富澤地内

(3) 工事の概要 重力式コンクリートダム（流水型ダム）

堤 高 41.0メートル

堤頂長 143.0メートル

堤体積 39,850立方メートル

(4) 工 期 平成31年3月29日まで

(5) 予 定 価 格 事後公表

(6) そ の 他 この入札は、あらかじめ施工方法等に関する技術提案を受け付け、入札時に価格（入札書に記載された金額をいう。以下同じ。）と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する標準型総合評価落札方式により行う。詳細は、この公告及び入札説明書のほか、山形県県土整備部建設工事一般競争入札における総合評価落札方式実施要綱による。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 平成26年度山形県の特定役務（建設工事）の調達契約に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成26年11月18日付け県公報第2598号）により公示された資格を有する者3者で自主構成する特定建設工事共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）であること。

(2) 特定共同企業体の構成員は、共同連帯して共同施工方式により対象工事を完成させるものであること。

(3) 特定共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件を満たしていること。

イ 経常建設共同企業体又は事業協同組合でないこと。

ロ 出資比率が20パーセント以上であること。

ハ 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項に規定する競争入札参加資格者名簿に土木一式工事の資格を有する者として登載されていること。

- ニ 対象工事の入札において、他の特定共同企業体の構成員になっていないこと。
  - ホ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること。ただし、個人事業所で、かつ、従業員が4人以下である等の事由により適用事業所に該当しない場合を除く。
  - ヘ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - ト 規則第132条の規定に基づく建設工事請負契約約款（昭和39年8月県告示第707号。以下「建設工事請負契約約款」という。）第49条第1項第6号のイからトまでのいずれにも該当しないこと。
  - チ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該更生手続開始又は当該再生手続開始の決定の日を審査基準日とする経営事項審査の結果をもとに、建設工事の入札参加資格の審査を受けた者であること。
- (4) 特定共同企業体の代表者が、次に掲げる要件を全て満たしていること。
- イ 構成員の中で出資比率が最大の者であること。
  - ロ 国、公団（特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）に基づき公団から権利及び義務を承継した法人を含む。）又は地方公共団体（以下「国等」という。）が発注した堤高41メートル以上のコンクリートダム建設工事（平成11年4月以降に工事が完成し、引渡しが完了したものに限り、砂防ダム工事を除く。）を元請（共同企業体（経常建設共同企業体を含む。以下同じ。）の構成員にあつては、その出資比率が20パーセント以上であった者に限る。）として完成した実績を有すること。
  - ハ 次に掲げる要件を全て満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できるとともに、現場代理人を常駐で配置できること。なお、現場代理人と主任技術者又は監理技術者とは兼務できる（10の(6)に該当する場合を除く。）。
    - (イ) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。
    - (ロ) 監理技術者にあつては、土木工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。
    - (ハ) 現場代理人、主任技術者又は監理技術者は、ロに掲げる工事又はこれと同種の工事において、現場代理人、主任技術者又は監理技術者であった者であること。
    - (ニ) ダム工事総括管理技術者（一般財団法人日本ダム協会が行うダム工事総括管理技術者認定試験に合格した者をいう。）の資格を有すること。
  - ニ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項に規定する総合評定値（当該総合評定値の算出に係る審査基準日が一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限前1年7月以内のものであり、かつ、直近のものに限る。以下「総合評定値」という。）が、土木一式工事について、1,200点以上であること。
- (5) 特定共同企業体の代表者以外の構成員のうち一以上の構成員が、次に掲げる要件を全て満たしていること。
- イ 国等が発注した堤高15メートル以上のコンクリートダム建設工事（平成11年4月以降に工事が完成し、引渡しが完了したものに限り、砂防ダム工事を除く。）を元請（共同企業体の構成員にあつては、その出資比率が20パーセント以上であった者に限る。）として完成した実績を有すること。
  - ロ 次に掲げる要件を全て満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。
    - (イ) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。
    - (ロ) 監理技術者にあつては、土木工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。
  - ハ 総合評定値が、土木一式工事について、1,200点以上であること。
- (6) 特定共同企業体の代表者以外の構成員のうち(5)の要件を満たさない構成員が、次に掲げる要件を全て満たしていること。
- イ 国等が発注したコンクリートダム建設工事（平成11年4月以降に工事が完成し、引渡しが完了したものに限り、砂防ダム工事を含む。）を元請（共同企業体の構成員にあつては、その出資比率が20パーセント以上であった者に限る。）として完成した実績を有すること。
  - ロ (5)ロ(イ)及び(ロ)に掲げる要件を全て満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。
  - ハ 総合評定値が、土木一式工事について、920点以上であること。
- 4 総合評価落札方式に関する事項
- (1) 総合評価を行う事由
- 対象工事は、技術的課題があり、技術的工夫の余地が大きく、かつ、特別な施工技術を要する工事であるこ

とから、対象工事特有の技術的課題の解決に資する技術提案を求め、その提案内容と価格とを総合的に評価するものである。また、施工体制（品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性）についても併せて評価するものである。

## (2) 総合評価の方法

### イ 技術提案に関する評価

#### (イ) 評価項目

評価項目は、次の表の左欄に掲げる項目とし、標準案と異なる施工方法等に関する技術提案（以下「V E提案」という。）を、中欄に掲げるV E提案項目ごとに求めるものとする。

| 評価項目      | V E提案項目 <V E提案項目ごとの基本点>                                                                                                            | 配点   | 加算点          |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|--------------|
| ダムの強度・耐久性 | ① ダムの強度・耐久性の向上に関するコンクリートの品質管理における提案（材料調達から貯蔵、製造までの過程に関すること）<6.0点><br>② ダムの強度・耐久性の向上に関するコンクリートの打設における提案（運搬から打設、養生までの過程に関すること）<6.0点> | 12.0 | (ハ) の評価基準による |
| 水質汚濁の抑制   | ③ 下流の水質汚濁抑制に関する提案（平常時）<9.0点><br>④ 下流の水質汚濁抑制に関する提案（出水時）<3.0点>                                                                       | 12.0 |              |
| 施工の安全性    | ⑤ 出水時等における安全対策に関する提案（工事の確実な施工に関すること）<3.0点><br>⑥ 出水時等における安全対策に関する提案（住民や周辺地域への被害防止に関すること）<3.0点>                                      | 6.0  |              |
| 効果的な広報    | ⑦ 流水型ダム工事の広報に関する提案 <7.0点>                                                                                                          | 7.0  |              |

#### (ロ) 要求要件

V E提案については、次に掲げる最低限の要求要件（以下「要求要件」という）を満たすものであること。

- a 設計図書における諸法令を遵守すること。
- b 山形県県土整備部制定共通仕様書（土木工事共通仕様書、土木工事共通特記仕様書、土木工事施工管理基準及び規格値、参考資料）及びコンクリート標準示方書を満たしており、その施工計画が具体的に示されていること。

#### (ハ) 評価基準

- a 標準点  
要求要件の全てを満たしている者に、標準点100点を与える。
- b 加算点  
イ(イ)のV E提案項目の①から⑦までごとに評価を行い、加算点（最大37点）を与える。なお、V E提案に関する評価方法は、入札説明書による。

### ロ 施工体制に関する評価

品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を評価し、施工体制評価点として最大30点を与える。なお、施工体制に関する評価方法は、入札説明書による。

### ハ 評価値の算出方式

価格、V E提案及び施工体制による総合評価に当たっては、入札者のイ(ハ) a の標準点（100点）、イ(ハ) b の加算点（最大37点）にロの施工体制評価点の満点に対する割合を乗じて得た値（小数点第2位以下を切り捨てるものとする。）及びロの施工体制評価点（最大30点）の合計を、当該入札者の価格で除し、1,000,000を乗じて得た数値をもって評価値を算出する。

## (3) 入札参加資格の欠格

V E提案書を提出しない者、V E提案書の記載事項を記載しない者及び虚偽の記載をした者は、3に掲げる要件を満たす者であっても、この入札に参加することができない。

## (4) 落札者の決定方法

次に掲げる要件を全て満たす者のうち、(2)ハの評価値が最も高い者を落札者とする。



- イ 価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内であること。
  - ロ VE提案について、要求要件の全てを満たしていること。
  - ハ (2)ハの評価値が、基準評価値（標準点を予定価格で除し、1,000,000を乗じて得た数値をいう。）を下回らないこと。
- 5 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県土木整備部河川課ダム整備管理担当 電話番号023(630)2616
- 6 入札参加資格の確認等
- (1) 入札への参加を希望する者は、次に掲げる書類を、(2)に掲げる期間内に電子入札システムにより提出するものとする。なお、電子入札システムによりがたい者は、持参又は郵送により5に掲げる場所に書面を提出するものとする。
    - イ 申請書
    - ロ 3の(4)ニ、3の(5)ハ及び3の(6)ハに係る総合評定値を記載した書面の写し
    - ハ 3の(4)ロ、3の(5)イ及び3の(6)イに係る施工実績を証する書類
    - ニ 対象工事に配置する現場代理人、主任技術者及び監理技術者の資格及び工事経験を証する書類
    - ホ 特定共同企業体の協定書の写し
    - ヘ 特定共同企業体の代表者の権限に係る委任状の写し
    - ト VE提案書
  - (2) 受付期間及び受付時間
    - イ 受付期間 平成26年11月18日（火）から同年12月19日（金）まで（県の休日を除く。）
    - ロ 受付時間 午前8時30分から午後8時まで（受付期間の最終日にあつては、午後4時まで（郵送の場合はこの時間まで必着すること。））
  - (3) 入札参加資格の確認結果及びVE提案書の採否は、申請者に通知する。
  - (4) 規則第125条第5項に規定する競争入札参加資格者名簿（有効期間が平成27年3月31日までのものに限る。）に土木一式工事の資格を有する者として登載されていない者は、同条第2項に規定する競争入札参加資格審査申請書（建設工事）を(2)に掲げる期間内に5に掲げる場所に持参又は郵送するものとする。
- 7 入札保証金及び契約保証金等
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金等 建設工事請負契約約款第4条による保証（保証金額は、契約金額の10分の1に相当する額とする。）を付すこと。
- 8 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 9 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 10 その他
- (1) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
  - (2) 3の(3)ハに掲げる要件を満たさない者も6の(1)に掲げる書類を提出することができるが、開札の前までに当該要件を満たしていなければならない。
  - (3) 入札参加者は、積算内訳書を入札時に提出すること。
  - (4) 災害その他の事情により、電子入札システムに障害が生じた場合は、入札を無効とし、別途日時を指定して、書面による入札に変更することがある。
  - (5) この入札は、山形県建設工事等低入札価格調査制度実施要綱（以下「低入札調査要綱」という。）の規定による低入札価格調査制度を適用する。
  - (6) 低入札調査要綱第2条に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約する場合には、現場代理人と主任技術者又は監理技術者との兼務を認めない。
  - (7) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
  - (8) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
  - (9) 本件は、議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）の規定により、県議会の議決に付さなければならない工事であるため、県議会の議決を得た後に本契約

を締結する。ただし、本件の落札決定後、県議会の議決を得るまでの間に、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合は、落札決定を取り消し、仮契約を解除する。

(10) 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定はない。

(11) 詳細については入札説明書による。

#### 11 Summary

(1) Subject matter of the contract: Construction work of the Mogamiogunigawa Dry Dam

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 4:00 P.M. December 19, 2014

(3) Time-limit for tender: 4:00 P.M. February 2, 2015

(4) Contact point for the notice: River Management Division, Land Development Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 2616

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成26年11月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名 称              | 所 在 地                    | 規 格  |                               | 公 募<br>戸 数 | 区 分               | 家 賃                     |                                    |                                    |                                    |                                    |                                    | 金 敷                      | 摘 要 |
|------------------|--------------------------|------|-------------------------------|------------|-------------------|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------------------------|-----|
|                  |                          | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |            |                   | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |                          |     |
| 県営太田町アパ<br>ート4号  | 米沢市太田町五<br>丁目1-10        | 2DK  | 60.3                          | 1          | 特定目的用<br>(高齢・身障用) | 19,200                  | 22,200                             | 25,400                             | 28,700                             | 32,700                             | 37,800                             | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 | 单身可 |
| 同<br>3号          | 同                        | 3DK  | 74.0                          | 1          | 一般用               | 23,600                  | 27,300                             | 31,200                             | 35,200                             | 40,200                             | 46,400                             |                          |     |
| 同 春日アパー<br>ート1号  | 同 春日五丁<br>目2-43          | 同    | 63.9                          | 1          | 同                 | 17,300                  | 20,000                             | 22,900                             | 25,800                             | 29,500                             | 34,100                             |                          |     |
| 同 中田第2ア<br>パート1号 | 同 中 田 町<br>901-2         | 同    | 54.6                          | 1          | 同                 | 13,000                  | 15,000                             | 17,200                             | 19,400                             | 22,200                             | 25,600                             |                          |     |
| 同 玉の木アパ<br>ート    | 同 通町八丁<br>目2-95          | 同    | 55.7                          | 1          | 同                 | 14,000                  | 16,100                             | 18,400                             | 20,800                             | 23,800                             | 27,500                             |                          |     |
| 同 糠野日アパ<br>ート    | 東置賜郡高畠町<br>大字福沢525-<br>5 | 同    | 51.2                          | 1          | 同                 | 12,000                  | 13,800                             | 15,800                             | 17,800                             | 20,400                             | 23,500                             |                          |     |

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他、国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成26年12月1日から同月5日まで（受付時間：午前10時から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は、平成26年12月5日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成27年2月上旬